

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

富山労働局一般公示第 46 号

富山地方最低賃金審議会は、富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、富山県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 5 年 9 月 12 日(火)までに、富山地方最低賃金審議会(富山市神通本町 1 丁目 5 番 5 号 富山労働局労働基準部賃金室内)あて提出されたい。

令和 5 年 8 月 23 日

富山労働局長 吉岡 勝利